

■事務室の方へ 恐れ入りますが、分会長さんへお渡しください

長野高教組FAXニュース	増刷りの上、職場のみなさんに配布してください。
〒380-8790 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール naganokokyoso@educas.jp HP http://naganokokyoso.com/ FAX ニュースは、HP からダウンロードできます	2021年8月31日(火) No. 388 (21-05)

非常勤講師の賃金保障 に関する緊急要請を行いました

2021年8月31日	
長野県教育委員会 教育長 原山隆一様	長野県高等学校教職員組合 執行委員長 細尾 俊彦
夏季休業期間終了後の非常勤講師の賃金保障に関する緊急要請	
<p>感染力の強いデルタ株が猛威を振るい、県内においても新規感染者が急増する状況の中、8月18日県立学校長あてた出されて通知には「各校の状況に応じて、対面授業とオンライン授業や自宅での課題学習を併用しながら、生徒同士の接触機会を低減させる」ことが求められました。</p> <p>各学校では分散登校、短縮授業、特編授業、オンライン授業など工夫しながら生徒・教職員の命と健康を守ること、学びの継続の両立に工夫しながら対応しています。こうした中で、予定されていた非常勤講師の授業がなくなる等の問題が各校で起きています。</p> <p>昨年の一斉臨時休業の際、県教委が発出した通知には「4、非常勤講師等の業務体制の確保」として「学校の実情に応じ、非常勤講師の業務として、休業中の児童生徒の家庭学習課題の作成、点検等を担当してもらうなど働く場の確保を図る」と非常勤講師の賃金保障について明確な指示がありました。今回の分散登校等でも、昨年の一斉臨時休業と同様の問題が生じていますので、以下の要請をします。</p>	
非常勤講師の賃金について	
(1) 年度当初の年間行事予定表、時間割で予定されていた授業については、「児童生徒の家庭学習課題の作成、点検等を担当してもらう」など工夫をして、賃金支払い対象とすること。	
(2) 学校の判断で職員が在宅勤務をすることになった場合は、非常勤講師についても在宅での勤務を賃金支払い対象とすること	
(3) 非常勤講師に対し、今後の見通しなどを丁寧に伝えるよう学校長に徹底すること。	
以上	

8月18日、26日に県教委が発出した文書に沿って、各学校では分散登校、短縮授業、オンライン授業等の対応が行われていません。こうした中で、非常勤講師の授業がカットされる等の問題が生じ、本日の執行委員会で状況の交流と議論の上、高校教育課に緊急申し入れを行いました。

高校教育課の松原教育幹は「各学校で（分散登校等）どのような対応をしているかすべてを把握しているわけではない」が「非常勤講師の問題については、各校長に要請の趣旨を徹底していく」と述べました。

今回は学校によって状況が異なるため、各分会でも非常勤講師の皆さんの賃金保障について状況の確認と管理職への要請等をお願いします。

この件について情報を高教組本部にお寄せください。